

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による特定二次標準器の校正への影響に関して  
「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程」の特例等を定める規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に適切に対応するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（上位根拠法令）

第2条 この規程の上位根拠法令は、次の各号に定めるものをいう。

- 一 計量法（平成4年法律第51号。以下「計量法」という。）
- 二 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。）
- 三 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令（平成23年経済産業省令第〇号。以下「特例省令」という。）

（定義）

第3条 この規程において使用する用語は、計量法、計量法施行規則及び特例省令並びに「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程」（認定—法B—計量法登録。以下「登録規程」という。）第3条において使用する用語の例による。

（校正の期間の特例）

第4条 登録規程第18条第1項の規定は、特例特定二次標準器については適用しない。

（暫定的な最高測定能力を示す不確かさについての届出）

第5条 特例省令第3条に規定する暫定的な最高測定能力の決定に係る書類は、次に掲げるものとする。

- 一 特例期間において特例特定二次標準器が健全に機能することを示す別記様式による書類
  - 二 特例特定二次標準器に相当する特定二次標準器について、これまで特定標準器により校正された際に得られている偏差、感度係数等の校正值及びこれらの値を時系列で示したグラフ
  - 三 特例期間における特例特定二次標準器の経年的な変化に起因する標準不確かさを推定するための考え方及びその手順
  - 四 暫定的な最高測定能力の決定の根拠となる測定の不確かさの見積もり表
- 2 登録事業者は、その特例特定二次標準器に係る暫定的な最高測定能力を示す不確かさについて特例省令第3条の規定に基づいて届出書を機構に提出したときは、施行規則第92条第1項の規定による変更の届出をすることを要しない。
- 3 登録事業者は、その特例特定二次標準器について校正を受けた後、当該特例特定二次標準器に相当する特定二次標準器について施行規則第92条第1項第5号に規定する記載事項を変更するときは、遅滞なく、同項に規定するところにより、変更の届出をしなければならない。

(証明書の記載事項の特例)

第6条 登録事業者は、その特例特定二次標準器に係る施行規則第93条に規定する期間が満了した後、特例期間において当該特例特定二次標準器を用いて計量器の校正を行う場合は、その交付する校正証明書において、施行規則第94条第1項第6号に規定する事項として、「JCSS登録の一般要求事項」第1部5.2.2.3に規定する記載事項のほか、拡張不確かさには特例期間に適用される当該特例特定二次標準器の経年的な変化に起因する不確かさが含まれるものである旨の情報を記載しなければならない。

2 登録事業者は、その特例特定二次標準器について校正を受けた後、当該特例特定二次標準器に相当する特定二次標準器を用いて計量器の校正を行ったときは、前項の規定は適用しない。

(実施の方法を定めた書類)

第7条 登録事業者は、その特例特定二次標準器について、当該特例特定二次標準器に係る施行規則第93条に規定する期間が満了した後、特例期間において当該特例特定二次標準器を用いて計量器の校正をしたときは、遅滞なく、特例省令第2条に規定する校正の期間を反映した登録規程第9条第6号に規定する書類を機構に提出しなければならない。

2 登録事業者は、その特例特定二次標準器について、当該特例特定二次標準器に係る施行規則第93条に規定する期間が満了した後、特例期間において当該特例特定二次標準器を用いて計量器の校正をしたときは、遅滞なく、前条第1項の規定により記載しなければならない情報を反映した登録規程第9条第7号に規定する書類を機構に提出しなければならない。

3 登録事業者は、その特例特定二次標準器について校正を受けた後、当該特例特定二次標準器に相当する特定二次標準器を用いて計量器の校正を行ったときは、前二項の規定は適用しない。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は平成23年7月1日から施行する。

別記様式

平成 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター 宛

住所：  
氏名又は名称：

---

特例特定二次標準器が健全に機能することについて、下記の方法により確認しましたので、報告します。

記

1. 特例特定二次標準器が健全に機能することを確認した方法  
(複数の方法で確認した場合は複数記入)  
 外観確認  動作確認  比較等による指示値確認  その他の方法  
その他の確認方法を用いた場合は、具体的な確認方法について記入  
( )
2. 特例特定二次標準器を用いて、JCSS校正事業を行う施設の異常の有無  
 異常があった  異常はなかった  
異常があった場合は、その状況について記入。  
( )